

豊田市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更について

1 豊田市 P C B 処理計画

豊田市内の P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するために、P C B 特措法及び国の P C B 処理基本計画に即して策定しているもの。(基本は、都道府県単位だが、市レベルでは北九州市、大阪市、豊田市が策定)

2 変更（追記）の理由

(1) P C B 特措法等（平成 2 8 年改正）

- ア 高濃度 P C B 廃棄物の期限内処理完了を確実にするために、これまでの期限の 1 年前を処理期限とする新たな『処分期間』が規定された
 - ・安定器等 : 平成 3 3 年度末⇒**平成 3 2 年度末**
 - ・高圧トランス、コンデンサ : 平成 3 4 年度末⇒**平成 3 3 年度末**
- イ 事業者に新たな『処分期間』内での処理が義務付けされた
- ウ 使用事業者等に対する立入調査や処分期間内に処理しない事業者への改善命令等の行政権限強化

(2) 国の P C B 処理基本計画（平成 2 8 年改正）

- ア 高濃度 P C B を『処分期間』内に処理完了するための方策を策定
 - ・対象となる機器を把握するための掘り起こし調査の確実な実施等
- イ 高濃度 P C B の処理推進に係る自治体の役割明確化
 - ・掘り起こし調査、事業者への早期処理指導等

3 市 P C B 処理計画への主な追加（変更）事項

- (1) P C B 特措法改正による『処分期間』『特例処分期限日(計画的処理完了期限)』
* **J E S C O 事業の完了時期（平成 3 7 年度末）及び市の処分完了目標期限（平成 3 0 年度末）**などの旧計画の基本骨格については変更なし
- (2) J E S C O への計画的搬入方針
- (3) 早期処理のために強化された権限の適切な行使方針

4 その他

- ・ 1 0 月に「掘り起こしマニュアル」確定版が示されたことから、計画掲載内容が確定、監視委員意見も加えた処理計画作成
- ・ 議会報告を行い、変更計画決定及び公表（年度内）予定